

宗

立案 大正五年八月廿五日  
決裁 大正 年 月 日

宗秩察總裁 出書 在 官内事務官 酒卷

大臣

承知

次官

内閣總理大臣 元帥海軍大將 加藤 友三 印 特 旨  
發 位 八 件

大正五年八月廿五日  
官内事務官 酒卷

宮 内 省

(十六)

裏面白紙

131

十七

宗



内閣總理大臣元帥海軍大将男爵加藤友三郎特旨叙位、件

右謹々裁可ヲ仰ク

大正十二年八月二十四日

外務大臣伯爵内田康哉奉

内閣

第 號  
 起 案 大正 年 八月 日  
 裁可 十二年 八月 十四日  
 施行 年 月 日  
 決定 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣元帥海軍大將從二位勲一等功二級  
 男爵加藤友三郎、出身以來累進シテ大正  
 四年八月海軍大將に陞リ其間日露戦役ニ於  
 テハ聯合艦隊參謀長トシテ克ク其職責ヲ完  
 ヲシ又日獨戦役ニ於テハ第一艦隊司令長官トシテ

内閣

偉功ヲ樹テ其後大正四年八月海軍大臣  
 ニ同十二年六月内閣總理大臣に親任セラレ現  
 ニ其職ニ在リ國務大臣トシテ在職實ニ八  
 年又曩々華府會議全權委員トシテ條  
 約締結ニ関シ功績洵ニ顯著ナル者ニ候  
 處目下病氣危篤ニ趣ニ付此際特  
 旨ヲ以テ位一級ヲ進メテ正二位ニ叙セラルヘク  
 上奏相成然ルニ

内閣總理大臣元帥海軍大將從二位勲一等男爵加藤友三郎

特旨<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>位一級被進  
從位<sub>ニ</sub>勳一等功<sub>二</sub>級男爵加藤友三郎  
叙正<sub>ニ</sub>位

内閣

裏面白紙

内閣閣後 第四三號

大正十二年八月二十四日

内閣書記官



宮内事務官

御中

通 藤

右本日特旨ニ以テ位一級勲進 正二位 二被叙ノ儀御裁可有之候ニ付

至急發令方取計相成度

至急發令方取計相成度

内閣

内閣 第四三號

起 十三年八月廿四日

裁可 年月日 施行 年月日

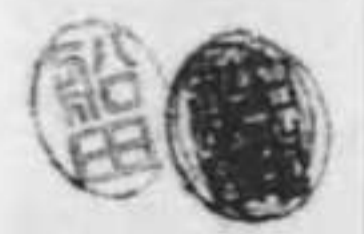
年月日

内閣總理大臣

大系

内閣書記官長

内閣書記官



大正十三年八月二十四日  
子爵加藤友三郎

内閣總理大臣元帥海軍大將從二位勳一等男爵加藤友三郎ハ出身以來累進シテ大正四年八月海軍大將ニ昇リ其ノ間日露戰役ニ於テハ聯合艦隊參謀長トシテ克ク其ノ職責ヲ完クシ又日獨戰役ニ於テハ第一艦隊司令長官トシテ偉功ヲ樹テ其ノ後大正四年八月海軍大臣ニ親任セシ同十一年

内閣

六月内閣總理大臣ニ親任セラシ現ニ其ノ職ニ在リ國務大臣トシテ在職實ニ八年又曩ニ華府會議全權<sup>委員</sup>トシテ條約ノ締結ニ関シ功績洵ニ顯著ナル者ニ准處目下病氣危篤ノ趣ニ付此際特旨ヲ以テ從一位一級ヲ進メラシ正二位ニ敘セラルヘク上奏相成然ルヘシ

内閣總理大臣元帥海軍大將從二位勳一等男爵加藤友三郎  
特旨ヲ以テ從一位一級被進

從二位勳一等男爵加藤友三郎  
敘正二位

丙 八三六二

立案大正三年八月廿日

決裁大正 年 月 日

宗秩寮書



宣奉書記官



案

内閣總理會元帥海軍大將從位勲等功二級子爵加藤友三郎  
特旨ヲ以テ位一級被進

從位勲等功二級子爵加藤友三郎

叙正二位

宮 内 省

右之通本日 宣下相成候條此旨及傳達候位記並  
辭令ハ進テ可及回送候也

大正 十三年 八月 二十四日

宗 秩 寮 總 裁

正三位子爵加藤友三郎

本位記 秘書課長 總理大臣秘書官 木村  
一 復 又